

大阪府警察の沿革誌等に関する規程

平成14年12月13日

本部訓令第38号

大阪府警察の沿革誌等に関する規程（昭和35年大阪府警察本部訓令第9号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、大阪府警察における沿革誌の記録及び史料の保存に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）沿革誌 大阪府警察における組織、制度等の変遷、重要又は重大な事件の取扱い等の状況その他の重要な警察活動等を記録した冊子をいう。

（2）史料 将来において警察運営の参考となり、又は歴史的価値を有すると認められる資料（沿革誌を除く。）をいう。

（沿革誌の種別及び備付け）

第3条 沿革誌は、大阪府警察沿革誌、大阪府警察学校沿革誌及び警察署沿革誌の3種とする。

2 大阪府警察沿革誌は総務部総務課に、大阪府警察学校沿革誌は警察学校に、警察署沿革誌は各警察署にそれぞれ備え付けるものとする。

（記録事項）

第4条 沿革誌に記録すべき事項（以下「記録事項」という。）は、次の各号に掲げる沿革誌の種別に応じ、当該各号に定める所属が主管し又は処理する事務に関する事項として、その項目及び記述の要領は、別表のとおりとする。

（1）大阪府警察沿革誌 警察本部の所属、市警察部総務課、方面本部、組織犯罪対策本部、犯罪対策戦略本部及び万博対策本部（以下「本部所属等」という。）

（2）大阪府警察学校沿革誌 警察学校

（3）警察署沿革誌 当該警察署

（総括責任者）

第5条 警察本部に沿革誌総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

2 総括責任者は、総務部長をもって充てる。

3 総括責任者は、沿革誌の記録に関する事務を総括する。

（記録責任者）

第6条 総務部総務課、警察学校及び警察署に沿革誌記録責任者（以下「記録責任者」という。）を置く。

2 記録責任者は、大阪府警察沿革誌にあつては総務部総務課長を、大阪府警察学校沿革誌にあつては警察学校長を、警察署沿革誌にあつては警察署長をもって充てる。

3 記録責任者は、その責任に係る沿革誌の記録に関する事務を掌理する。

（沿革誌への記録）

第7条 本部所属等の所属長、警察学校の副校長並びに警察署の副署長又は次長及び課長は、その年（会計年度によるものは、会計年度）のそれぞれが主管する事務に係る記録事項について沿革誌の原稿を作成し、翌年の2月1日（会計年度によるものは、5月1日）までに記録責任者に提出しなければならない。

2 記録責任者は、提出された原稿を速やかに編集し、1年ごとに沿革誌に記録するものとする。この場合において、会計年度によるものは、当該会計年度の4月1日の属する年の沿革誌に記録するものとする。

（資料の送付）

第8条 所属長は、次の資料を作成したときは、速やかに総務部長に送付するものとする。

（1）重要又は重大な事件、事故等に関する資料

（2）主管する事務に係る統計資料

（3）他の所属に配布する執務上の資料

（史料の収集）

第9条 総務部長は、史料と認められるもの（前条の規定により送付される資料を除く。）の収集に

努めるものとする。

(史料の保存)

第10条 総務部長は、第8条の規定により送付された資料のうち史料と認められるもの及び前条の規定により収集した史料を分類し、及び整理して保存するものとする。